

三原市立幸崎小学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、教職員が同一の基準で指導にあたるためのものである。

第2章 学校生活に関すること

(服装)

第2条 衛生的で小学生らしい身だしなみに気をつけ、華美にならないよう、健康で安全な学校生活を送ることができるようにさせる。

(1) 学校が定める服装等

制服	・白のポロシャツ（半袖・長袖 すそはズボンやスカートの中に入れる） ・紺のイートンダブルの上着 ・紺の半ズボン、紺の長ズボン、紺のプリーツの吊りスカート（※柄もの・ライン入り・装飾は不可） ・スカートの丈は、ひざ丈を基本とする。半ズボンの長さはひざ丈までとする。 ・白、紺、黒の無地のくつ下（丈は、くるぶしより上でひざより下の長さ、無地のもの、ワンポイント可） ・入学式、卒業証書授与式及び学校が指定する場合には、白ソックスを着用する。 ・運動靴（屋外体育兼用 ハイカットや厚底ではないもの） ・上履き（屋内体育兼用 バレーシューズ型でなくてもよい。） ※運動靴、上履きについては、靴の内面（側面・舌革）やかかと部分に記名し、児童が自分で確認できるようにする。 ・校内では名札を着用する。学校に着いたら付け、下校時は外して帰る。
防寒具等	・制服の下に、ベスト、セーター、カーディガン（Vネック、無地の黒・紺・白・灰色）を着用してもよい。手が袖に隠れたり、上着から裾が出たりしないものにする。 ・ベスト、セーター、カーディガンのみでは着ないで、上着の下に着る。 ・既定の上着の上に着る防寒着（ジャンパー等）は、登下校時、体育の授業時間でのみ着用し、室内では着用しない。 ・厳寒時には手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用してもよい。登下校の安全確保のため耳が出るように着用し、校舎内では着用しない。手袋は休憩時間にキーパーやマラソンなどをするときには着用してもよい。ただし、遊具を使用するときは危ないので使用しない。 ・ひざかけ、椅子の上の座布団は、担任へ連絡をとり許可を得て使用する。 ・健康などに関する事情がある場合は、保護者が担任へ連絡を取り、学校で検討し事情に応じて柔軟に対応する。
体操服	・白の体操服

	・紺の半ズボン ＜冬季は必要に応じて、次のものも使用可＞ ・ジャージ（黒・紺色、無地のもの、ワンポイントやライン入り可） ・体操服の襟より出る下着は着用しない。 ・体操服の下にタイツやスパッツ等は着用しない。
--	--

（２）水着

紺または黒色のスクール水着（女子はセパレートでも良い。）

ラッシュガードを着用する場合は水着と同様、紺または黒色とする。ただし、安全上の配慮からフードがないものとする。

（３）水泳帽

学年の指定された色を着用する。

（４）身だしなみ

化粧・マニキュア・ペディキュア・まゆ毛を剃ることは禁止する。ミサンガ・ブレスレット・イヤリング・ピアス等の装飾品も禁止する。

（５）違反をした場合には、その場で指導し、服装の修正が必要な場合は保護者に連絡して協力をお願いする。また、違反が改善されない場合は保護者に協力を依頼する。

（頭髪）

第３条 清潔かつ自然な髪型を大切にし、学習活動や運動等の教育活動の妨げにならないようにさせる。禁止の髪型をした児童には、保護者へ直すことを依頼する。

（１）髪型

髪型	・前髪が目にかからない長さにする。 ・前髪が目にかかる場合は顔にかからないよう黒ピンで留める。 ・髪が肩にかかる場合は、ゴムで結ぶ（ゴムの色は黒・紺・茶の無地にする）。ただし、耳より上で束ねない。授業中、後ろから見たときに、邪魔にならないようにする。 ・カチューシャ・髪飾り・シュシュはしない。 ・学校では不必要にゴムを外して、くくり直しをしない。 ・整髪料は使用しない。 ・くしやヘアブラシは持ってこない。
禁止の髪型	毛染め、脱色、パーマ、モヒカン刈り、ラインの入った刈り上げ、著しく左右の髪の長さが違う髪型、部分（前髪、横髪、後髪、頭頂部）によって全体と著しく髪の長さが違う髪型

（校舎内外での生活）

第４条 校舎内外での生活については、良い習慣が身に付くよう、指導の徹底を図る。

【玄関ホールの使い方】

- ・多くの人が行き来する場所であるので、速やかに上靴・運動靴の履き替えを済ませ、黙って移動する。
- ・運動靴についた泥・砂などは、玄関に入る前にマット等で丁寧に落とす。

【廊下・階段での安全歩行】（生徒指導規程第１１条に準ずる。）

- ・右側歩行をする。

- ・遊ぶ場所ではないことを自覚して、他の学級の迷惑にならないよう黙って歩く。（大きな声で叫んだり、走ったりしない。）
- ・みんなが使う場所であるという公共心を持ち、壁面に足跡をつけたり蹴ったり落書きをしたりしない。

【エレベーターの使用】

- ・児童だけでは使用しない。必要な場合のみ、必ず教職員の指導の下で使用する。

【特別教室の使い方】（生徒指導規程第10条に準ずる。）

- ・音楽室・図工室・理科室・家庭科室・図書室の使用については、教職員の許可を得る。
- ・カギは教職員とともに開ける。
- ・廊下を含めて学習の場所であるので、遊びに使用しない。

【上靴・運動靴の使用範囲】

- ・校舎内の教室・廊下・階段・体育館は上靴使用とする。
- ・運動場・学年園周辺は、運動靴使用とする。
- ・校舎まわりのコンクリートの部分、ゴミステーションへのごみ捨ては運動靴・上靴の両方とも使用ができる。

【児童の遊び場所】（生徒指導規程第11条に準ずる。）

- ・大休憩・昼休憩の遊び場所は、校舎南側の運動場で遊ぶ。駐車場付近や校舎の東側・北側では遊ばない。
- ・旧幸崎幼稚園の周りや園庭には入らない。
- ・倉庫や駐車場には入らない。
- ・廊下・階段・体育館の渡り廊下などで遊ばない。

（登下校）

第5条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校する。学区児童会等で登下校の振り返り、改善を図らせる。改善が見られないときは、個別指導を行ったり、保護者の協力を得たりしながら指導を継続する。

- （1）道路に広がって歩かず、右側を2列以内で歩く。歩道やブルーラインがあるところは、歩道やブルーラインの中を歩く。
- （2）病気やけが、その他の理由で車での登下校を必要とする場合は、学校長の許可を得る。
- （3）決まった通学路を通して登下校する。
- （4）スクールバスを利用する場合は、シートベルトをつけて静かに座り、運転の邪魔をしない。乗り降りの際には運転手さんに挨拶をする。
- （3）「いかのおすし」を守り、安全に気をつける。
- （4）遊びながら歩いたり、寄り道をしたりしないで登下校する。
- （5）外傷防止や安全確保のため、ポケットに手を入れたり、フードをかぶったりして歩かない。

（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

第6条 登校・遅刻・欠席・早退・外出等については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規定を定める。

- （1）7時40分に鍵を開ける。8時15分までには登校し、教室に入っておく。
- （2）欠席および遅刻の場合、7：45～8：10までに、保護者が欠席・遅刻の理由を学

校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、教室に行く。

- (3) 早退の場合、事前にわかっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- (4) 登校したら、許可なく校外には出ない。許可なく学校外へ出た場合には保護者に連絡をとる。許可なく学校外へでることが2回以上続く場合には、保護者に連絡し、生徒指導担当及び担任を中心に、複数の教員により自分の行動を振り返らせる指導を行う。
- (5) 3日以上連続して欠席や遅刻が続く場合には、家庭との連携を取り、状況に応じて指導する。
- (7) 病気やケガ、入院等以外の家庭の都合や体調不良等での欠席が5日以上続く場合、また同様の理由で欠席日数が20日を超えた場合には、保護者に来校してもらい、対応等について連携をする。

（朝の準備）

第7条 登校したら学習の準備をする。靴そろえ・挨拶・学習用具の整頓の仕方を規定し、速やかに学習に取り組む態度を育む。改善が見られないときは、個別指導を行い、徹底を図る。

（学習規律）

第8条 授業については、自己の力を伸ばすため、持ち物や学習規律等について規定し、基礎学力の徹底を図る。毎日の自己の振り返りや担任による指導で定着を図るが、定着の難しい児童には個別指導や保護者との連携を行っていく。

【学習習慣】

- (1) 授業準備・終了時の挨拶
- (2) 学習を始める準備

（持ち物）

第9条 学校には、教科書・学習品等、学校生活に必要なもの以外は持ってこない。違反があった場合、学校で預かり懇談時に保護者に返す。また特別な指導を行う場合もある。

- (1) 自分の持ち物には、必ず記名する。
- (2) 筆箱は、キャラクターやはでな絵柄のものやキーホルダーがあるものは使わない。筆箱の中身は、鉛筆5本以上、消しゴム、名前ペン、赤青鉛筆、定規を基本とする。その他、必要なものについては、担任が指示する。
- (3) お道具箱・お道具袋の中身は、はさみ、のり、クレヨン、クーピー（または色鉛筆）を基本とし、その他、必要なものについては、担任が指示する。
- (4) カバンや筆箱などの学用品に、飾り（キーホルダーなど）をつけない。お守りは、ランドセルの中に入れておく。
- (5) 傘立てに入れた傘は、その日のうちに持って帰る。
- (6) 飲み物として、水筒にお茶または水を入れて持参する。教室ではロッカーやかごに入れておき、机の横にかけない。
- (7) 冬にカイロを使用する必要がある場合は、校内ではポケットから出さず、必ず家に持ち帰る。
- (8) 持って来てはいけないもの
お金、携帯電話や情報通信機器、ゲーム類、おもちゃ、マンガ、お菓子、装飾品、シャ

ープペンシル、ボールペン、カッターナイフなどの危険物、その他学校での学習活動に必要でない物。

- (9) 学用品や教材品など必要なお金は保護者が持参する。
- (10) クロームブックの使用については、別紙規程の通りとする。
- (11) 不用品の持ち込みがあった場合には学校で預かる。また、保護者に連絡をし、学校での指導に協力を依頼する。

(特別教室の使い方)

第10条 児童の安全と施設の正しい使い方を身につけさせるため、特別教室の使い方を規定する。当該年度の最初に使用するときには指導を行う。鍵の管理、施錠・開錠は教職員が行い、勝手に使用したり、誤った使い方をしたりした児童には個別指導を行う。また、全体指導も併せて行い、再発を防ぐ。

(休憩時間)

第11条 安全に楽しく過ごすために、休憩時間の遊び方について規定する。決まりを守れない児童には、担任と生徒指導担当等が連携して指導にあたる。繰り返し守れない場合は、生徒指導委員会等で協議し、禁止措置などを執る。

- (1) 休憩時間に、特別教室や体育館に勝手に入らない。
- (2) 雨の日は、教室で工夫して静かに過ごす。
- (3) 廊下、階段、校舎東、体育館まわり、旧幸崎幼稚園では遊ばない。
- (4) 遊具の近くで、ボールを使って遊んだり、おにごっこをしたりしてはいけない。
- (5) 使ったボールや一輪車は、責任をもって片付ける。
- (6) 校内放送は、動きを止めて静かに聞く。
- (7) 校舎内に入出入りする際には、教室、廊下、階段は走らない。
- (8) 廊下・階段等は、安全に配慮して右側を通行する。校長室・事務室・職員室前は無言で通行する。

(給食)

第12条 自分の健康を考えながら楽しく食事ができるように、給食の服装・準備・後片付け・マナーについて規定する。年度当初に学級指導を行い、適時、全校・学級・個別指導を行う。規定が守れない児童については、担任と保健部が連携して指導を行う。また、保護者と連携し、協力を仰ぐ。

- (1) 給食準備時には、全員マスクをし、手洗い・うがいをする。
- (2) 給食当番は、特に手を丁寧に洗い、帽子やエプロン、マスクをつけて準備する。
- (3) 前日病気で欠席・風邪・腹痛等、調子が悪い場合は給食当番としての準備をしない。
- (4) 13:00までに配膳室に返す。
- (5) 給食で出されたものを、給食以外の時間に食べたり、家に持って帰ったりしない。
- (6) 食べ終わるまでは立ち歩かない。片づけは静かに行き、食べ終わった後は歯磨きや読書をして過ごす。

(掃除)

第13条 自分たちの学校の美化に取り組ませるため、掃除について規定する。教職員が掃除時間

に見回り、清掃指導・点検を行う。また、掃除終わりに振り返りを行い、意欲と目標をもって掃除ができる児童を育成する。取組に課題のある児童については、掃除場所担当と担任が連携して、個別指導を行う。

- (1) 掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つとして取り組む。
- (2) たてわり班で掃除を担当し、リーダーの指示で掃除を行う。
- (3) 時間までには集合しておく。
- (4) 時間いっぱい、だまって、すみずみまで掃除を行う。

(保健室)

第14条 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診を勧める。

(その他)

第15条 その他、以下のことを規定する。

- (1) 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。次のように故意に行ったと判断される場合は、実費弁償を求めたり、関係機関と連携したりする。
 - ①壊れると予測できる物の方に向かって意図的に物を投げていた。
 - ②意図的に叩いたり、落としたりした。
 - ③破損を繰り返し行った。
- (2) 校外で行われる学校の教育活動（遠足・社会見学・修学旅行を含む校外活動等）においても、この規程の通りとする。
- (3) 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- (4) 児童・保護者が相談したいことがある場合、教育関係機関等（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、子育て世代包括支援センター・子ども家庭センター・県立広島大学・学校ふれあい相談室等）の紹介を行う。

第3章 校外生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容を記載し、学校・家庭・関係機関と連携を取り、指導するものである。

(携帯電話やスマートフォン等について)

第16条 学校へは持ち込まない。児童が学校生活外において、携帯電話・スマートフォン等を所持・使用することについては、その使用方法、管理等については、保護者の責任のもととする。また、ネットいじめや極度の依存の問題等の事案に対しては、学校では対応しかねるため、保護者から警察や専門機関に対応を求めることとする。

(遊び)

第17条 校外でも安全な生活を送るために、遊ぶときのルールや決まりを定め、学期始め・学期末に一斉指導を行う。また適時、個別指導を行う。ルールを守れないなどの課題がある児童に

については家庭と連携し、協力を得ながら個別指導を積み重ねる。

- (1) 外出するときは、「行き先」「帰る時刻」を家の人に伝えて出かける。
- (2) 3月から9月は18:00、10月から2月は17:00までに帰宅しておく。
- (3) 友だちの家に行って、子どもだけの時は、家の中で遊ばない。
- (4) 友だち同士でゲームの貸し借りや、おごったりおごられたりのやり取りをしない。
- (5) 友だち同士で、物をもらったりあげたりしない。交換もしてはいけない。
- (6) 校区外へ子どもだけで行かない。
- (7) 危険な遊びや人に迷惑をかける遊びはしない。(エアガン、金属バット等、火遊び、海や川での遊び、キックボード、ウェイクボード・スケートボード等)
- (8) 子どもだけで、店に入らない。必ず保護者同伴で行き、行動を共にする。
- (9) 子どもだけのときには、屋外でお菓子を食べない。
- (10) 夜間は、遊びに行かない。用のない限り、子どもだけで18:00以後外出をしない。
- (11) 学校を含む公共施設を使う時は、許可を得てマナーよく使用する。
- (12) 知らない人(不審者)に声をかけられても、絶対についていかない。
- (13) お金の貸し借りはしない。お金の貸し借りをした場合は、別室で指導を行い、保護者に連絡をする。関係した保護者には来校してもらい、指導を行う。

(交通安全)

第18条 交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の正しい乗り方が身につくよう、適時個別指導・一斉指導を行う。

交通安全については、交通安全協会等と連携し、年1回以上の交通安全教室を実施して意識を高める。ルールを守れない等の課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

- (1) 自転車の点検(特にブレーキ)を行う。
- (2) 自転車に乗るときはヘルメットを着用する。
- (3) 左端を一行に。二人乗りをしない。片手運転をしない。
- (4) 信号を守り、左右の確認をする。特に、脇道や曲がり角では、出てくる車がないか速度を落として注意して走る。
- (5) 遠回りでも、信号機のある横断歩道を使って渡る。

(防犯)

第19条 自分の命や社会のルールを守り、安全な生活が送れるように、適時個別指導・一斉指導を行う。警察署等と連携し、年1回以上の防犯教室を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については家庭と連携し、協力を得ながら個別指導を継続する。

(児童虐待)

第20条 保護者に児童虐待やネグレクト(育児放棄)が疑われる場合は、児童福祉法により学校から関係機関に通告する。

第4章 特別な指導に関すること

(生徒指導の充実)

第21条 教職員が、生徒指導の4つの視点を生かした教育活動を実施することによって、問題行

動等を未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感の感受。
- (2) 自己決定の場を与える。
- (3) 共感的人間関係の育成。
- (4) 安全・安心な風土の醸成。

(特別な指導を実施するにあたって)

第22条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。また、この機会に学力の補充を行う。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法規・法令に違反する行為、いじめ、暴力行為（対教師暴力を含む）を行った場合は、警察・市教委・子ども家庭センター等の諸機関と連携をとる。
- (5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う（目安となる日数を第25条に明記）。また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(問題行動への特別な指導)

第23条 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法規・法令に違反する行為
 - ①飲酒、喫煙
 - ②対教師・児童への暴力、威圧・強要行為
 - ③建造物・器物破損
 - ④窃盗、万引き
 - ⑤交通違反
 - ⑥刃物等の所持
 - ⑦いじめに関係している場合
 - ⑧携帯電話やインターネットにより他人の誹謗中傷や不正な利用をした場合
 - ⑨登校後の無断外出・早退
 - ⑩家出及び深夜徘徊
 - ⑪その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「生徒指導規程」等に違反する行為
- (3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- (4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導の方法)

第24条 特別な指導のうち、本校の定める反省指導の段階は、次の通りとする。

第1段階－本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成および保護者への連絡

第2段階－第1段階の指導を踏まえた保護者との面談

第3段階－第2段階の指導を踏まえた学校からの懲戒(別室反省指導・授業反省指導等)

※段階指導の途中で問題行動を起こした場合は、その次の段階の指導を行う。

（反省指導の実施）

第25条 反省指導は、原則として学校反省指導とする。学校反省指導は、登校させて別室で行う別室反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階とする。

- (1) 反省期間中にあるテスト等は、別室で行う。
- (2) 反省期間中にある学校行事や校外諸行事への参加は、別途協議する。
- (3) 授業中および家庭での過ごし方を記録し、学校、保護者が連携をもつ。
- (4) 保護者参観による授業観察指導においても改善が見られない児童には、該当生徒の保護者を含めPTA による授業観察を行う。

（学校反省指導の期間）

第26条 別室反省指導の期間は、概ね1日から3日とし、授業反省指導の期間は、概ね3日から5日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

（再発防止の指導）

第27条 再発防止のために、問題行動発生日から1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後に特別な指導を行う。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

（授業妨害への指導）

第28条 騒ぐ・暴言・許可なく教室を退出する等で他の児童が落ち着いて学習できないようなことを行い、指導に従わない場合は、生徒指導担当・学年主任等に連絡し、管理職や教員が別室で指導する。改善が見込めるまで教室には入れないこととする。保護者に連携し、指導への協力をする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

（規程の周知）

第29条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会などで直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問等を行い、周知を図る。

（附則）

この規程は、令和 7年 9月 1日より施行する。

- 児童が自ら考え、自分たちで答えを導き出す学びが必要であり、校則においても、児童自身が主体的に考え、行動できるようにすることを大切にこの規程を制定している。
- 自分たちの決まりは自分たちで守るという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童を育成することを目的に制定している。